

6月の金融・マーケット動向

「銀行取引約定書」見直し

昨年4月、住友銀行が実施して先鞭をつけた銀行取引約定書の全面改定が進みだした。報道によれば、三和・東海銀は7月から実施、他の都銀も秋以降順次実施して行く模様である。それを追って地銀・第二地銀にも見直しの動きが波及して行きそうだ。

かつてこのレポートで、「銀行取引約定書解説シリーズ」を発信した者としてある種の感慨を覚えるが、この見直しは、銀行取引自体が大きな変化の波に洗われている証左と見ていい。銀行優位是正、それが改定の趣旨である。

最大のポイントは、債務者が銀行に差出す契約方式（差入方式）から、銀行と債務者の双方が署名捺印保管する方式（双務方式）に変わることである。銀行に有利な条項がずらり並んだ契約書を「承知しました」と署名捺印して銀行に差出す形式が改められ、当事者同士お互い署名捺印する当り前の契約となる。

その他、条項適用範囲の明記、追加担保請求要件の明確化、金利変更ルールの明確化、預貸金相殺条項の設定、等が改定事項に盛り込まれると云う。現物を読んでみないと何とも云えないし、各条項の内容自体が大きく変わると思えないが、それでも貸す者と借りる者との立場が「法的に対等となった」ことだけは確かなようだ。

弁護団の自己撞着

中小企業ノンバンク日栄や商工ファンド問題を追求している対策弁護団が、ノンバンク取引銀行に担保手形を廻さないように要請した。担保手形はノンバンクが融資の見返りに債務者から徴求した約束手形で、銀行借入の担保となっている。ノンバンクは資金調達難で貸出金を急速に圧縮している。銀行もノンバンクとの関わり合いを恐れて貸出回収を進めている。そして担保となっている貸出手形が書替出来ないで当座預金に呈示されることになる。借りた中小企業は決済が出来ず不渡りを出す。弁護団はそれを止めて欲しいと云うのだ。

ノンバンクの縮小整理はマスコミや弁護団が望んだことであった筈なのに、ノンバンクに引き続き貸出を継続しろと銀行に要請するという自己撞着に陥っている。中小企業ノンバンクは日本の金融システムの暗部に咲いた仇花である。

そのことを無視してノンバンク・バッシングを繰り返した咎が出てきている。

金融再編の構図

6月15日、あさひ銀行が三和・東海銀行との統合戦線から離脱した。「やはり」と云うべきか、「なるほど」と云うべきか。色々な解説がなされているが、あさひ銀の離脱は経営戦略の違いだけでは説明出来ない。同じ金融村の住人で価値観を共有している者同士でも企業再編は難しい。彼らは依然として「何かを守ろう」としているのだ。

日本の金融はどうなるのだろうか。判っているのはいまだ変化に対応出来ず、世界のトップランナーから2、3周遅れで走っているという構図である。それを如実に現しているのが銀行株価の低迷であるが、現在の低サービス高コストという金融環境は、外部からの破壊者が出てこないと解消が進まないということか。

72行、不思議な合意

そごう債権放棄問題が決着した。資本の論理と秩序の論理が責めぎあって、秩序の論理が勝ったと理解すべきか。そごう取引銀行73行の内、判断回避の新生銀行を除く72行のどこも異議を申立てない不思議。そして更なる不思議は、この合意を受けた株式市場でのそごう株の大幅上昇。株主は出資の範囲で責任を負うという当り前の原則が打ち捨てられ、債権者が泣いて株主が笑う。不思議の国の不思議な合意。

3ヵ月貸出動向

日銀速報によると、銀行貸出は再び減少率を高めている。「貸したい先に資金需要なし」そんな銀行幹部のボヤキが聞こえそうだが、金融5業態（都銀、長信銀、信託、地銀、第二地銀）でピーク比で70兆円ほど減少している。これを銀行財務の健全化と捉えるか、それとも銀行の存在意義の低下と捉えるべきか。判断の別れるところである。

	3月	4月	5月
全体	6.0	4.2	4.7
都銀	4.6	2.0	3.1
地銀	2.8	1.8	1.4
地銀	5.3	7.3	7.3

（貸出平残前年比、単位：％）